

## 美吉建設行動計画（第4回）

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日～平成36年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成31年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成31年 9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成32年 4月～ ノー残業デーの実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 平成32年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成33年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成34年 4月～ 制度の導入実施